

# 琉球大学学術リポジトリ

## 復帰準備2

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): 復帰準備, 沖縄の諸制度, 沖縄復帰準備委員会 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43399">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43399</a>

沖縄復帰のための臨時措置法

1/1

山崎/中

秘  
無期限

条約課長

2. アメリカ局長

参事官

官房総務参事官

安全保障課長

北米第一課長

官房書記官

人事課長

公行課長

「沖縄復帰のための準備委員会」の日本政府代表に宛てた臨時措置法」の取扱いはついで

46.9.3.  
米北(有地)

1. 昨年5月1日公布施行された「沖縄復帰のための準備委員会」の日本政府代表に宛てた

臨時措置法」(別添1、以下「臨時措置法」といふ)の沖縄復帰に際しての取扱いはついで

官房総務官室を中心とする省内外の検討結果を以て、準備委員会に復帰と同時に削減

(通常の職務管理以外に、特に他国に適用の事例あり)

したと同様の取扱いを準備委員会の復帰後6ヶ月を限り存続せしめたい

ありと認められるので、目下沖縄・北方対策庁の本に於ける「沖縄の復帰に伴う特別措置法案(後称、以下「特別措置法案」といふ)に必要と認められる

事項、去る8月19日法制局第三部(川口参事官)と共同協議した。

その結果、特別措置法案に盛り込まない事案及び附則の条文(別添2)を作成し、同条文につき更に法制局及び本省に於いて検討の上、去る法制局と共同協議した。

その際、法制局側から指摘した事項を以て、代表事務所を以てその所管に付し、本省から長期滞在の所管

に付すこととする。

題案は、(1)代表事務所を以てその所管に付し、本省から長期滞在の所管

に付すこととする。

処理し得ないか) (1) 存続上の場合、通  
常の残債整理期向は 1~2ヶ月と定むる

とす。6ヶ月存続の理由、及び本債権との清算  
折衝上の関係、(1) 臨時措置法中の「債

権」は右の本債権から、債権の内容が変つて  
仕舞いか、(1) 「左期分高」の支給に、返却

後で認められるか、(1) 債権の譲渡に  
関する。

2. 前記法務局指摘の主題類も含め、  
本件臨時措置法の処理段階に際し取扱

に付して、次のとおり措置し、対処するに  
とす。

(1) 代為清算所の残債整理の在りの 措置の  
存続は是非共に定むる。その必要に

両方の説明板に併 別紙の定むる。  
(取扱い長期に及ぶに於ては現時的

とす。その理由については別紙趣旨を  
説明。)

(2) 存続期向に付して、法文上は「6ヶ月を越  
えたる範囲内に於ては割合を定むる」と規定

する。法文上の段階に於て、(1) 別紙の趣  
旨から 1~2ヶ月の通常残債整理期向に付し

十分 (1) 最長 6ヶ月以内と十分の感觸を  
説明する。

(法務省の所が不審な点より進行するに  
法務省の段階に付して、その意味を以て以て同義

と見られる。但し不審な点に付して 6ヶ月の  
相対的な共同の範囲に於て定むるべし。)

(3) 臨時措置法の内容については、特に改正乃至代替之等は、今の下、と了。同

法中には、復帰後の秩序整理期間に入つたから当然前條修正を要し、其の法

規程等については、更に考慮すべき点もある(是れを一に、海峽委員会が仮に、日米

國政府代表が在り)之等を指摘し、出た法全体を修正し、或は同

法を廢し、新法を作るを得た。其の復帰後の臨時措置法の取柄は、

例として、下記(4)の如く秩序整理の観点から法全体を解釈するに、説明

を述べ、其の趣意を、提案の趣意と考へた。

(1) 「任務」の内容が、復したるべきであるが、臨時措置法の任務は、同任務が

を生ずる秩序整理を含むべきと解する。

(2) 「在留許可」が、復帰後、不許可となることは、「復帰」として、當然なる事実から

派生する当然の帰結であり、故に、臨時措置法の改正を特に要しなから

と考へた。

沖縄復帰後における地位協定  
適用関係事務処理の円滑な  
現地事務の必要性

1. 現沖縄復帰準備委員会日本政府  
代表事務所は沖縄復帰後6ヶ月  
間存続せしむる。

2. 目的:

現代表事務所、事務整理(事務  
その他)の先鋒隊として先  
引赴くこと。文書、資料を同  
任材肉に引継ぎ、又各移送  
すること。)  
地位協定(地位協定)に  
加えて、地位協定  
適用関係の適用に  
関し、日米合同委員会を通じて  
例への連絡調整の現  
地における行政の必要の  
及ぶ事項を処理せしむること  
を目的とする。

3. 理由:

沖縄の復帰に伴い、現在の自  
律の規模と上廻りの在沖米

軍は新設に地位協定及び案  
施細目(合同委員会各種合意)が

適用されることになり、その  
具(本)の適用に円滑な

に復帰直後の若干の期間、在沖  
米軍と現地に於いて連絡、

調整を行わなければならない。

沖繩復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法

(趣旨)

第一条 この法律は、沖繩の日本国への復帰準備に関する日本国とアメリカ合衆国との間の合意に基づいて沖繩島那覇に設けられる準備委員会への日本国政府代表(以下「政府代表」という。)を長とする代表事務所の設置及びその任務、職員の給与等を定めるものとする。

(設置)

第二条 外務省の機関として、沖繩復帰準備委員会日本国政府代表事務所(以下「代表事務所」という。)を置く。

2 代表事務所は、沖繩島那覇に置く。

(任務)

第三条 代表事務所は、第一条の準備委員会において日本国政府を代表し、同委員会を通じて行なう沖繩の復帰準備に関し必要な事項につき、在沖繩アメリカ合衆国政府機関との協議に当たることを任務とする。

(政府代表)

第四条 政府代表は、代表事務所の事務を掌理する。

2 政府代表は、特別職の国家公務員とし、外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)第四条に規定する外務職員以外の外務公務員とする。

第五条 政府代表の任免は、外務大臣の申出により内閣が行なう。

(職員)

第六条 代表事務所に置かれる政府代表以外の職員(以下「職員」という。)は、外務公務員法第二一条第一項第七号の外務職員とする。

(給与及び災害補償)

- 第七条 政府代表には、俸給、期末手当及び在勤手当を支給する。
- 2 政府代表の俸給月額は、三十一万円とする。
- 3 職員には、俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当のほか、在勤手当を支給する。
- 4 第一項及び前項の在勤手当の額は、政府代表及び職員がその体面を維持し、かつ、その職務と責任に応じて能率を十分に発揮することができるよう、沖繩島那覇における物価、為替相場及び生活水準を勘案して、政令で定める。
- 5 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)第二条第二項及び第三項、第三条、第四条、第十条の二(第三項を除く。)並びに第二十一条第二項の規定は、第一項又は第三項の規定による政府代表又は職員の俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当並びに在勤手当の支給について準用する。この場合において、同法第三条第二項及び第三

三

四

項中「大使及び公使」とあるのは「政府代表」と、同法第十条の二中「在勤基本手当」とあるのは「在勤手当」と、同条第二項中「外国」とあるのは「沖繩島那覇」と、同条第五項中「本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された」とあるのは「本邦へ出張を命ぜられた」と読み替えるものとする。

6 政府代表の公務上の災害に対する補償及び公務上の災害を受けた政府代表に対する福祉施設については、特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)第一条第一号から第十六号までに掲げる特別職の職員の例による。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 沖繩島那覇に駐在する諮問委員会の委員となる日本国政府代表の設置に関する暫定措置法(昭和四十三年法律第三十六号)は、廃止する。



理由

沖縄の復帰に備え、アメリカ合衆国との間の合意に基づいて沖縄島那覇に設けられる準備委員会への日本政府代表を長とする代表事務所を設置し、これに関し所要の事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

31  
31  
分

第 章 外務省関係

(旅券法の特例に関する法律等の廃止)

第 条 次の掲げる法律は、廃止する。

一 旅券法の特例に関する法律（昭和四十二年法律第百三十七号）

○二 沖縄復帰のための準備委員会への日本政府代表に関する臨時措置法（昭和四十五年法律第四十号）

(旅券法の一部改正)

第 条 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第七項及び第八項を削る。

(旅券法の特例に関する法律の施行に付し経過措置)

第 条 旧旅券法の特例に関する法律第三条第一項の規定に基づいて発行され、又は再発行された旅券でこの法律の施行の際現に有効なものは、旅券法第五条又は第十条の規定に基づいて発行され、又は再発行さ

○ 附 則

「この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。」 ただし、第 条第二号の規定は、同日以後六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

れた旅券とみなす。

2 旧旅券法の特例に関する法律の規定に基づいてされた申請若しくは請求又は処分は、旅券法の相当規定に基づいて國內においてされた申請若しくは請求又は処分とみなす。

( ) 部の内 号) 注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

495

大政事外外儀官  
務務 典房  
次次  
臣官官審審長長  
儀儀人電厚計  
書文会営給

調査企析調  
長長  
領移移  
長長  
参領旅査移

ア 参地中東  
長 北東西  
参北北保  
中南番  
参一  
参西東洋  
長 西東

近ア  
参書近ア  
長 次総経国資  
経 源

長 参質統国  
経 参政技二  
協 国一理

参参協協  
長 参政経科

長 軍社專  
情 参道内外  
長 一

総番号(TA) 44883 主管  
71年9月3日19時00分 発 和  
71年9月3日18時30分 本 省 着 和

外務大臣殿 高橋(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

施政権移転小委員会(入管行政)

第954号 略

往電第943号に関し

本小委員会は、2日「入管行政」についての第1回審議を行なったところ、その概要次の通り。なお、米側からシモンズ民政府公安局長、タンロ出入域部長及びウォルターズ、当方からムラズミ、ナカヤマ、ヌマコシ、アゼチ(おきなわ事務局法務係長)及びニツタ、リゆう政側からオオシロ出入域管理庁長、ザキミほかが出席した。

(1) 米側より、現在おきなわに滞在する約3万人の非リゆうきゆう人(そのうち日本人約17000、その他の外国人約2,700)のとう録に関して、右が復帰とともに円かつに日本政府に移管されるためには如何なる準備をすればよいか、現段階から検討しておくべきであると考えたと述べた。

(2) わが方より、当地において実務に携さわっているリゆう政側より問題点等を指摘することを示さ。

(3) これに応じリゆう政側より、現行外人とう録制度に

外務省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

関係する諸問題について要旨次の通り述べた。

(イ) 米重要員以外の外国人でおきなわに入域しながら在留とう録を行なっていない者が1709名、また在留とう録の更新をしていない者が2669名も記録上はいることとなつている。これらの中にはカタナないレフテンマ空港からおきなわを去つた者も相当あると思うが、阿空港に入管事務所がないため実体をはあくし得ない状態にある。

(ロ) 現在外国人に与えている在リゆう許可期限は2年、1年、6カ月等と区々であるところ、復帰もあとわずかであることにかんがみ、今後滞在期間を復帰までに限るべきか、あるいは復帰前に許可された期限を復帰後も認められるであろうか。

(ハ) 現在多数の米国籍者が入域許可を得ることなくおきなわに入域しているが、復帰日以降は入域許可を要することとなるので、復帰時において混乱を生ぜざるよう配慮し置く必要あり。

(ニ) 現在30日を超えて滞在する日本国籍者について在留とう録を行なっているが、近年その数が激増しているのに反しこれに当る職員数は増えていないので、支障を来している。復帰後はかかる制度が消滅することでもあり、現段階からこれを廃止することは出来ないか。

(4) 次いで上記の諸点について質疑応答が行なわれ、(

外務省

秘

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

イ) に関しては日米双方より復帰の前に在留外国籍者の数が正確にはあくされ、かつこれらの人々が正しくとう録されていることが円かつなる移行の前提なることを認め、更に検討することとした。(ロ) に関してわが方より、第2次復帰対策要綱の関連部分を指摘。また、(ニ) について米側は部内で検討してみると述べた。

(了)